

## 宇都宮市公共工事の前金払に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の行う保証に係る公共工事に要する経費の前金払をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる工事に要する経費は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）で、その工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、現場管理費（労働者災害補償保険料含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料含む。）に相当する額として必要な経費

(2) 1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（以下「工事関連業務委託等」という。）で、その業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(前金払の金額)

第3条 前金払の金額は、宇都宮市契約規則（平成17年3月25日規則第12号）（以下、「契約規則」という。）第38条の定めるところによる。

2 受注者は、前項の定め範囲内で請求金額を定めることができる。

3 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約の前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うこととする。ただし、設計図書等に別途定めがある場合は、この限りでない。

4 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払については、入札公告に示すこととする。

(前払金の請求及び支払い)

第4条 受注者は、書面又は電磁的記録により作成された契約書等のうち、契約締結した

ものを受領した日から2日（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日，同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く。）を経過した日以降に，次の各号に定めるものを発注者に寄託して，前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし，工事担当課が取り扱う建設工事及び工事関連業務委託等の前払金の請求については，工事担当課と協議することとする。

(1) 前金払申請書

(2) 保証事業会社と，契約書記載の工事完成の時期又は履行期限を保証期限とする，公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結した保証証書

2 前払金の支払いを受けようとする者は，前項第2号の規定による保証証書の添付に代えて，電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であって，当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め，市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において，前払金の支払いを受けようとする者は当該保証証書を添付したものとみなす。

3 発注者は，第1項の規定による請求を受けたときは，請求を受けた日から14日以内（日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日，同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く。）に前払金を支払うものとする。

（契約内容変更時の取扱い）

第5条 受注者は，前払金を支払った後，契約内容の変更により請負代金額又は業務委託料（以下「請負代金額等」という。）が著しく増額された場合において，次の各号に定める金額の範囲内で請求することができる。この場合において，受注者は，あらかじめ保証契約を変更し，変更後の保証証書を添えて，請求書を工事担当課に提出しなければならない。

(1) 請負代金額の10分の4（中間前払金の支払いを受けているときは，10分の6）から受領済みの前払金額及び中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内

(2) 業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相応する額の範囲内

2 前項の規定による請求があった場合は，前条第3項の規定を準用する。

3 受注者は，前払金及び中間前払金の支払いを受けた後，契約内容の変更により請負代金額等が著しく減額された場合において，次の各号に定める超過額を発注者の指定する

期日までに返還しなければならない。ただし、部分払の支払いをしようとするときは、発注者はその支払額の中から超過額を控除することができる。受注者は、第1項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(1) 受領済みの前払金額及び中間前払金額に、減額後の請負代金額の10分の5（中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）を差し引いた額

(2) 受領済みの前払金額に、減額後の業務委託料の10分の4を差し引いた額

4 建設工事において、前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 工事関連業務委託において、第3項の規定による期日までに前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合に、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払いの額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。（前払金の返還）

第6条 前払金の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前払金を第2条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。

(3) 保証事業会社との保証契約を解除したとき。

(4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の前払金の返還は、市長の指定する期日までに行わなければならない。

3 発注者は、受注者が前条第3項の期間内に超過額を返還しなかったとき、又は第2項に規定する期日までに前払金を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期限又は期日を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365

日の割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。